

令和7年5月13日 令和7年第2回臨時会

議長選挙に係る所信表明

(里雄淳意議員)

政和会・清流クラブの里雄淳意です。

今回の議長選挙におきまして、所信表明の機会を与えていただき衷心より感謝申し上げます。

平成12(2000)年、東京一極集中を是正し地方の活性化を目指すため「地方分権一括法」が施行され、平成26(2014)年には、「まち・ひと・しごと創生法(地方創生法)」が制定されました。

これらによって地方議会の役割は大きく変化したといわれています。これまでは、執行機関(首長)の活動を監視、是正・抑制するという「行政監視機能」及び「首長提案を基本とした審議」が議会の最大の役割であり、今もなお議会における重要な機能ではありますが、時代の変化によってこれらの役割だけでは不十分になってきたと言わざるを得ない状況があります。

「議会改革検討委員会」が発足し約6年半が経過しましたが、海津市議会においてもこの時代の変化に即応していかなければならないという必然性が、発足に至った背景にあったと感じております。私は委員として発足時から参画させていただいておりますが、直近の約1年半は、橋本前委員長から引き継ぎ委員長を務めさせていただきました。そして今年3月に念願の『海津市議会基本条例』を制定することができました。

この議会基本条例に謳われた内容こそが、現代社会に即応する議会の姿を明示したものであり、この実践がこれからの議会で行き詰るべき最重要課題だと考えております。いわば、住民の福祉の増進を図るため、議会基本条例制定の始動元年を確実なものとしていかなければならないということでもあります。

そして、この歩みを進めていくうえで「2つの方向性」を議会内の共通理解としていきたいと考えております。それは、政治学者の磯崎初仁氏が教示されている「諮問型議会から政策形成型議会」及び「自立型議会から協働型議会」への転換という方向性であります。

一点目の「諮問型議会から政策形成型議会」については、首長提案を基本に審査する受動的な審査にとどまるのではなく、首長提案に対し「別の選択肢の提案」や地域の課題を

取り上げ、議員提案条例などの「独自の政策づくり」を積極的に行う議会を目指していきたいと考えております。そのために議会基本条例に謳った「議員間討議」や「常任委員会による政策提言」の機能を十分に発揮できる態勢整備を行っていきたいと思っております。

二点目の「自立型議会から協働型議会」については、一点目に述べた政策提案を積極的に行うにあたっては、議会内の枠にとどまるのではなく市民の皆さんと一緒に汗を流し考えていく体制を整えていきたいと考えております。これまでも各議員は地域に密着され真摯に市民の皆さまの声は聞かれているのですが、なかなかその声を議案に反映するという事は難しい現状があります。どうしても議案に対する審査や対応になると市役所内・議会内で検討し調整して決定するという形にならざるを得ないのですが、そうではなく議案に関しても市民の方の声や民間企業の意見をお聞きし、力をお借りしながら議会の役割を果たしていく、いわば「協働型議会」への変換を図っていきたいと考えております。

もうすでに本市議会では、より広く市民の方の声を聞くためにアウトリーチ型の「出張！議員と語ろう会」などの取り組みも始まっていますが、なかなかその取り組みが周知できていないという課題もありますので、議会基本条例に明文化されている全議員で構成する「広報広聴委員会」の機能をより充実させていきたいとも考えております。

現代社会に即応していく議会になるために、本市議会で約6年半をかけて『海津市議会基本条例』を制定したことは、あたかも広大な荒野を開拓し種が蒔かれたようなものであり、その芽をどう育てるか。「その先」が重要であると感じております。

微力ではございますが、議員各位のご協力をいただきながら、公平・公正な議会運営に努めるとともに、市民の皆様から信頼が得られるよう全力で取り組む所存であります。

議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげまして、所信表明とさせていただきます。